

# なるほど💡介護保険



11月11日は「介護の日」です。「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を合言葉に、介護について理解と知識を深め、地域の皆さんで支え合ひましょう。

問 長寿課(☎62-1013)

## 介護保険とは

介護が必要になった人が、住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう、また介護をしている家族の負担を軽減するため、社会全体で支え合う仕組みです。

## 介護保険サービスの対象者

65歳以上の人で要介護・要支援認定を受けた人、40～64歳で医療保険に加入していて末期がんや関節リウマチ、脳血管疾患などの16種類の特定疾病により要介護・要支援認定を受けた人  
※特定疾病の詳細については、市庁または長寿課へ。

## 介護保険サービス利用までの流れ

- ①申請 要介護・要支援認定を受ける必要があります。長寿課で申請してください。  
※認定前に緊急にサービスを利用したい場合は、申請の際に相談してください。  
**持** 要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証(40～64歳の人)、主治医の情報(病院名・医師名)、マイナンバー確認書類

- ②認定調査 認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などの調査を行います。  
また、本人の主治医に心身の状況などの意見書を作成してもらいます。

- ③審査・判定 認定調査の結果によるコンピュータ判定(1次判定)と認定調査の特記事項、主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」で、要介護状態区分の審査が行われます。

- ④認定・通知 審査結果に基づいて「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分のいずれかに認定され、その結果を通知します。

非該当(自立)の人	要支援1・2または要介護1～5の人
介護保険サービスは利用できませんが、地域支援事業などを利用できます。	介護保険サービスを利用できます。

**【在宅でのサービスの利用を希望する場合】**  
ケアプランの作成を依頼します。  
▶要支援1・2の人…お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ依頼します。  
▶要介護1～5の人…居宅介護支援事業所を選択して依頼します。事業所の一覧は結果通知に同封するほか、窓口で配布しています。  
※ケアプランの作成および相談は無料です。

ケアマネジャーがケアプランを作成し、説明を受けた上でサービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

**【施設などへの入所を希望する場合】**  
利用希望の施設などへ直接申し込みます。  
グループホームは要支援2以上、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および介護医療院は要介護1以上、特別養護老人ホームは原則として要介護3以上の人が利用できます。施設の一覧表は窓口で配布しています。

説明を受けた上で施設などと契約し、入所して介護を受けます。サービス計画は施設などの計画作成担当者が作成します。

介護認定申請より簡易な手続きで訪問型サービス(ホームヘルプサービス)と通所型サービス(デイサービス)を利用できる「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施しています。